

保護者 各位

南城市立大里南小学校
校長 與儀 毅
(公印省略)

【重要／要確認】学習者用端末（GIGA端末）の入替と同意書の継続効力について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。このたび、児童生徒が使用する学習者用端末（一人一台端末）を新しい機種へ入れ替えます。端末の取り扱いについて重要な事項をお知らせしますので、必ずお読みください。

(下記の各項目の詳細は、「南城市学習者用端末等使用規程」に定めています。)

1 提出済みの同意書は、入替後の端末にもそのまま適用されます【重要】

- ・ご提出済みの「学習者用端末使用同意書（様式第1号）」は、新しい端末にも引き続き有効です。規程第8条により、同一校に在籍している間、同意書は自動的に更新され、「使用に係る留意事項」もこれまでどおり適用されます。
- ・今回の入替での再提出は不要ですが、この機会に留意事項を再度ご確認ください。

***「学習者用端末使用同意書」が未提出の場合は、再度様式を配布しますので、担任まで提出をお願いします。**

2 特に守っていただきたいこと（規程第11条）【厳守】

- (1) 端末を他人に使用させ、又は転貸しない
- (2) 売却・廃棄・故意の破損をしない
- (3) 学習以外に使用しない
- (4) 他者に被害や悪影響を与えない
 - ・端末は「だれが・何に・どのくらい」使ったか確認できます（通信量・アクセス履歴等）。生徒指導上の事案発生時は、調査のため連絡することがあります。
 - ・設定（不適切サイトへのアクセス制限）やパスワードは容易に変更できません。勝手に変更するとログインできなくなることがあります。教育委員会・学校長の指示に従ってください。
 - ・生活リズムを極端に崩すような使用はさせないでください。

3 故障・破損・紛失・盗難のときは直ちに学校へ（規程第13条）【厳守】

- ・勝手に修理せず、在籍校に直ちに連絡し、「端末亡失・損傷届（様式第3号）」を提出。
- ・盗難時は警察に届け出て証明書（写し等）を添付。
- ・故意又は重大な過失による場合は、原状回復に要する費用をご負担いただきます。

4 端末の返却について（規程第16条）【要確認】

- ・学校長から端末の返却を求められた場合は、学校長が定める日までに返却してください。
- ・転出や卒業などで在籍期間が終了するとき、また端末の入替で旧端末を回収するときは、学校長の指示に従い、遅滞なく端末を返却してください。
- ・定められた期日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、保護者が端末の価額を弁償する責任を負うことになります。

5 家庭での費用のご負担について（規程第9条・第12条）

- ・端末の使用料は無償です。ただし、ご家庭での使用に伴う通信や充電に関する費用は、各家庭のご負担となります。
- ・ご家庭への持ち帰りの際、学校から充電器は貸与しませんので、ご家庭でお持ちのスマートフォン等のUSB Type-Cケーブル及び充電器等を利用して充電してください。

新しい端末になっても、ルールと責任はこれまでと変わりません。ご家庭のご理解とご協力を強くお願いいたします。なお、使用規程及び同意書を見直す場合は、改めて周知し同意書の再提出をお願いすることがあります。

○南城市学習者用端末等使用規程

令和2年12月22日
南城市教育委員会訓令第9号

(目的)

第1条 この告示は、文部科学省が掲げる GIGA スクール構想に基づき、教育 ICT を活用し、教育の質のさらなる向上を図るため、南城市立小中学校に在籍する児童生徒に対して学習者用端末等の使用に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「学習者用端末」とは、タブレットとして使用できるキーボード付きパーソナルコンピュータで、学習に必要不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。

(物品)

第3条 児童生徒が使用する物品（以下「端末」という。）は、GIGA スクール構想に基づき導入された学習者用端末とする。

(使用対象者)

第4条 端末を使用する者は、南城市立小中学校に在籍する児童生徒とする。

(事務)

第5条 南城市教育委員会（以下「委員会」という。）は、児童生徒の在籍する学校を通じて、児童生徒に端末を使用させる。

2 委員会は、学校長に、学校における使用に関する事務を行わせるものとする。

(管理)

第6条 委員会及び学校長は、端末の使用状況を常に明らかにするため、管理台帳を備えなければならない。

2 学校長は、端末に異動が生じたときは学校で管理している台帳に記載し、委員会に報告しなければならない。報告を受けた委員会は、同様の手続きをとるものとする。

(端末使用の申請)

第7条 端末を使用する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、学習者用端末使用同意書（様式第1号）（以下「同意書」という。）を学校長に提出しなければならない。

(使用期間)

第8条 端末の使用期間は、同意書の提出日から年度末までとする。ただし、次年度も同一学校に在籍することが決まっている場合は、端末を返却することなく継続して使用できるものとし、同意書もその都度、自動的に更新されるものとする。

2 学校長は、学校に在籍する最終学年の児童生徒について、使用日を定めて使用させなければならない。

(使用料)

第9条 端末の使用料は、無償とする。ただし、学校以外（自宅含む）で使用する際に生じた通信費は、使用者の負担とする。

(端末の変更)

第10条 学校長は、使用者又は保護者からの申し出等により端末を変更するときは、学習者用端末等変更通知書（様式第2号）により、委員会に通知するものとする。

2 使用者又は保護者は、学校長の指示により端末の交換を行うものとする。

(端末の取り扱い)

第11条 使用者は、端末について丁寧・適切に管理し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 端末を他人に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 端末を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 端末を学習以外に使用すること。
- (4) 端末を使用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。

2 使用者又は保護者は、委員会及び学校長から端末の管理運用にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(充電に係る経費)

第12条 端末の充電に係る経費は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学校内 学校にて負担
- (2) 学校外 使用者にて負担

(亡失又は損傷の届出)

第13条 使用者は、端末を亡失又は損傷したときは、在籍する学校に直ちに連絡をするとともに、端末亡失・損傷届（様式第3号）を学校長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該事由が使用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費用等端末の原状回復に要する費用を、使用者は負担しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、端末の使用にあたり、使用者の責に帰すべき理由により第三者等に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(使用の取り消し)

第15条 学校長は、第8条の使用期間中であっても次の各号のいずれかに該当するときは、端末使用を取り消すことができる。取り消した際は、委員会へ報告するものとする。

- (1) 使用者が留学等により、長期に登校しないこととなったとき。
- (2) 使用者が学校の児童生徒でなくなったとき。
- (3) 使用者が第11条に規定する行為をおこなったとき。
- (4) その他、端末の管理運用において特別な事情が生じたとき。

(端末の返却)

第16条 使用者は、学校長から端末の返却を求められた場合は、学校長が定める日までに返却しなければならない。

2 使用者が、前項の期日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、保護者は端末の価額を弁償する責任を負うものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、端末の使用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。